

技術士制度について

平成 30 年 4 月

文部科学大臣指定試験・登録機関

公益社団法人 **日本技術士会**

公益社団法人日本技術士会（以下「当会」という）は、
技術士法第11条第1項の規定に基づき、
文部科学大臣から指定を受けた指定試験機関として
技術士試験の実施に関する事務を行います。

また、技術士法第40条第1項の規定に基づき、
文部科学大臣から指定を受けた指定登録機関として
技術士登録の実施に関する事務を行います。

目次

<u>I. 技術士制度の概要</u>		<u>III. 登録</u>	
1. 技術士制度の主旨	1	1. 技術士の登録	21
2. 技術士の定義	1	2. 技術士補の登録	21
3. 技術士補の定義	2	3. 登録事項の変更	22
4. 技術士・技術士補の現況	2	4. 業務廃止の届出	22
5. 技術士試験	3	5. 登録の取消し等	22
6. 技術士試験の合格者数	4		
<u>II. 技術士試験</u>		<u>IV. 技術士の特典と義務</u>	
1. 第一次試験		1. 技術士の特典	23
[1] 概要	6	2. 技術士等の義務	24
[2] 受験資格	6	* 技術士資格の公的活用	25
[3] 試験の方法	6	* 他の公的資格取得上の特典	27
* 第一次試験 専門科目一覧表	7	平成 30 年度 技術士試験実施日程	28
[4] 第一次試験の一部免除	8		
[5] 試験の日程等	8		
2. 第二次試験			
[1] 概要	9		
[2] 受験資格	9		
[3] 試験の方法	11		
[4] 第二次試験の一部免除	12		
[5] 第二次試験の「併願」受験	12		
* 第二次試験 技術部門/選択科目	13		
[6] 試験の日程等	19		

I. 技術士制度の概要

1. 技術士制度の主旨

技術士制度は、

「科学技術に関する技術的専門知識と高等の応用能力及び豊富な実務経験を有し、
公益を確保するため、高い技術者倫理を備えた、優れた技術者の育成」

を図るための国による資格認定制度（文部科学省所管）です。

科学技術に関する高度な知識と応用能力及び技術者倫理を備えている有能な技術者に技術士の資格を与え、有資格者のみに技術士の名称の使用を認めることにより、技術士に対する社会の認識と関心を高め、科学技術の発展を図ることとしています。

2. 技術士の定義

技術士とは、

「技術士法（以下『法』という）第32条第1項の登録を受け、技術士の名称を用いて、
科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、
設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者」

のことです。〔法第2条第1項〕

即ち、技術士は、次の要件を具備した者です。

- ① 技術士第二次試験に合格し、法定の登録を受けていること。
- ② 業務を行う際に技術士の名称を用いること。
- ③ 業務の内容は、自然科学に関する高度の技術上のものであること。
(他の法律によって規制されている業務、例えば建築の設計や医療などは除かれます。)
- ④ 業務を行うこと、即ち継続反覆して仕事に従事すること。

これを簡単に言うと、技術士とは、

「豊富な実務経験、科学技術に関する高度な応用能力と高い技術者倫理を備えている
最も権威のある国家資格を有する技術者」

ということになります。

大部分の技術士は、国・地方自治体・企業等の組織において高度の技術力を発揮しつつ業務を遂行しています。

また、自営のコンサルタントとして、次のような分野においても活躍しています。

- ① 公共事業の事前調査・計画・設計監理
- ② 地方公共団体の業務監査のための技術調査・評価
- ③ 裁判所、損保機関等の技術調査・鑑定
- ④ 地方自治体が推進する中小企業向け技術相談等への協力
- ⑤ 中小企業を中心とする企業に対する技術指導、技術調査・研究、技術評価等
- ⑥ 大企業の先端技術に関する相談
- ⑦ 開発途上国への技術指導
- ⑧ 銀行の融資対象等の技術調査・評価

3. 技術士補の定義

技術士補とは、

「**技術士となるのに必要な技能を修習するため、法第32条第2項の登録を受け、技術士補の名称を用いて、技術士の業務について技術士を補助する者**」

のことで。〔法第2条第2項〕

即ち、技術士補は、

- ① **技術士第一次試験に合格し、又は指定された教育課程〔次頁参照〕を修了し、同一技術部門の補助する技術士を定めて、法定の登録を受けていること。**
- ② **技術士補の名称を用いて、技術士の業務を補助する業務を行うこと。**

以上の要件を具備した者です。

4. 技術士・技術士補の現況

昭和32年に技術士制度が発足して以来、

平成30年3月末現在、技術士登録者数の合計は約8万9千8百名です。

うち約45%が建設部門、次いで、総合技術監理部門、上下水道部門、機械部門、電気電子部門の技術士の数が比較的多いと言えます。

業態別では、技術士全体の約78.6%が一般企業等（コンサルタント会社含む）、約12.3%が官公庁・法人等、約0.5%が教育機関に勤務し、約8.6%は自営で業務を行っています。

技術士補の登録者数は平成30年3月末現在約3万4千名です。

5. 技術士試験

技術士試験は、

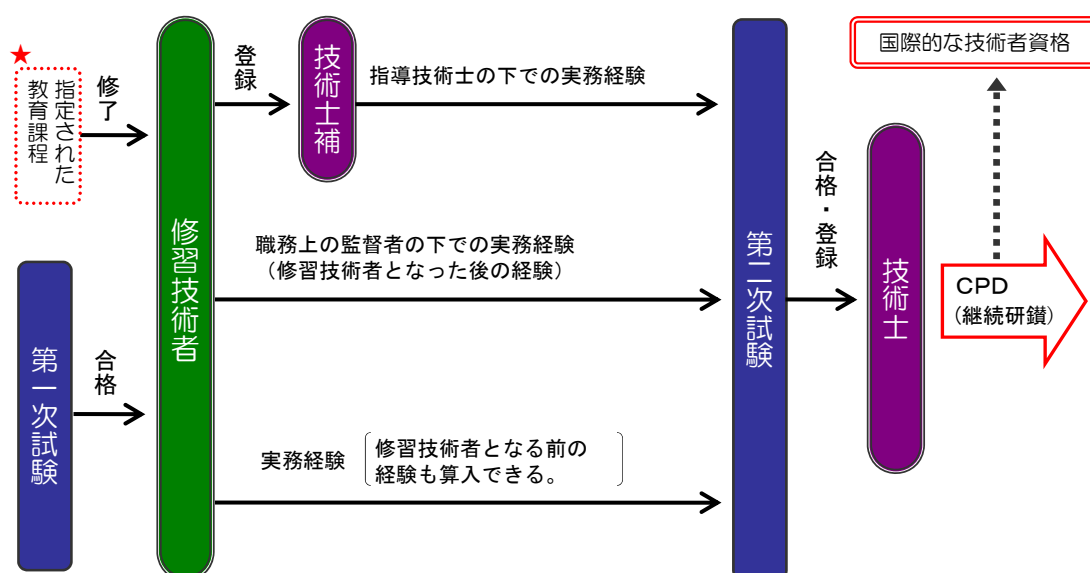
技術士第一次試験、技術士第二次試験（以下、「第一次試験」、「第二次試験」という）に分けて、文部科学省令で定める**技術部門**ごとに実施されます。

第一次試験の合格者及び指定された教育課程★の修了者は、技術士補となる資格を、また、**第二次試験の合格者は、技術士**となる資格を有することになります。

技術士補となる資格を有する者は、一般に「**修習技術者**」と呼称されています。

※「**修習技術者**」とは、法律用語ではありませんが、第一次試験の合格者及び指定された教育課程の修了者のことを指します。

〔 技術士試験の仕組み 〕



★ 指定された教育課程とは、

「大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するものうち

その修了が第一次試験の合格と同等であるものとして文部科学大臣が指定したもの」

のことで。〔法第31条の2第2項〕

日本技術者教育認定機構（JABEE）認定コースを文部科学大臣が指定しています。

指定された大学等の一覧は、当会ホームページ（<http://www.engineer.or.jp>）を参照して下さい。

【トップページ】⇒【試験・登録情報】⇒画面右側【指定された教育課程の修了者について】

6. 技術士試験の合格者数

技術士制度は昭和32年に発足し、
 技術士試験が昭和33年から1年に1回実施されています。(第一次試験は昭和59年から)
 第一次試験及び第二次試験の申込者数、受験者数及び合格者数は、
 以下の表のとおりです。

技術士試験の合格者数等の推移

※ 第一次試験は昭和59年から

	技術士第一次試験					技術士第二次試験				
	申込者数 A(名)	受験者数 B(名)	合格者数 C(名)	C/A (%)	C/B (%)	申込者数 A(名)	受験者数 B(名)	合格者数 C(名)	C/A (%)	C/B (%)
昭和33 (昭和59) } 平成13	128,795	85,726	18,448	14.3	21.5	470,679	289,074	57,740	12.3	20.0
平成14	34,132	23,979	3,585	10.5	15.0	63,534	41,122	9,078	14.3	22.1
// 15	67,581	56,873	28,808	42.6	50.7	8,931	6,428	1,678	18.8	26.1
// 16	55,351	43,968	22,978	41.5	52.3	25,597	16,141	3,437	13.4	21.3
// 17	44,511	36,556	10,063	22.6	27.5	31,453	19,979	3,664	11.6	18.3
// 18	40,689	32,183	9,707	23.9	30.2	31,499	19,674	3,205	10.2	16.3
平成19	34,150	27,628	14,849	43.5	53.7	30,864	23,512	3,790	12.3	16.1
// 20	29,398	23,651	8,383	28.5	35.4	34,299	26,423	4,143	12.1	15.7
// 21	29,874	24,027	9,998	33.5	41.6	34,614	26,743	4,269	12.3	16.0
// 22	27,297	21,656	8,017	29.4	37.0	36,432	27,862	4,117	11.3	14.8
// 23	22,745	17,844	3,812	16.8	21.4	34,276	26,686	3,828	11.2	14.3
平成24	22,178	17,188	10,882	49.1	63.3	32,843	24,848	3,409	10.4	13.7
// 25	19,317	14,952	5,547	28.7	37.1	31,397	23,123	3,801	12.1	16.4
// 26	21,514	16,091	9,851	45.8	61.2	30,435	23,207	3,498	11.5	15.1
// 27	21,780	17,170	8,693	39.9	50.6	30,823	24,878	3,649	11.8	14.7
// 28	22,371	17,561	8,600	38.4	49.0	31,635	25,032	3,648	11.5	14.6
// 29	22,425	17,739	8,658	38.6	48.8	32,947	25,253	3,501	10.6	13.3
合計	644,108	494,792	190,879	29.6	38.6	992,258	670,985	120,455	12.1	18.0

第一次試験内訳		申込者数 A(名)	受験者数 B(名)	合格者数 C(名)	C/A (%)	C/B (%)
平成 28 年度	適性・専門・基礎科目を受験	22,317	17,510	8,550	38.3	48.8
	適性科目のみ受験	48	45	45	93.8	100.0
	適性・専門科目を受験	6	6	5	83.3	83.3
	計	22,371	17,561	8,600	38.4	49.0
平成 29 年度	適性・専門・基礎科目を受験	22,384	17,701	8,621	38.5	48.7
	適性科目のみ受験	35	34	34	97.1	100.0
	適性・専門科目を受験	6	4	3	50.0	75.0
	計	22,425	17,739	8,658	38.6	48.8

※ 試験科目の免除のパターン別試験結果；試験科目の免除については、8頁参照。

第二次試験内訳		申込者数 A(名)	受験者数 B(名)	合格者数 C(名)	C/A (%)	C/B (%)
平成 28 年度	1～20部門※	27,645	21,885	3,175	11.5	14.5
	総合技術監理部門	3,990	3,147	473	11.9	15.0
	計	31,635	25,032	3,648	11.5	14.6
平成 29 年度	1～20部門※	28,845	22,910	3,175	11.0	13.9
	総合技術監理部門	4,102	3,343	326	7.9	9.8
	計	32,947	26,253	3,501	10.6	13.3

※ 1～20部門；総合技術監理部門以外の技術部門を示す。

Ⅱ. 技術士試験

1. 第一次試験

[1] 概要

第一次試験は、

技術士となるのに必要な科学技術全般にわたる基礎的学識及び

法第4章の規定の遵守に関する適性並びに

技術士補となるのに必要な技術部門についての専門的学識

を有するかどうかを判定することとされています〔法第5条第1項〕。

第一次試験の内容は、大学のエンジニアリング課程（工学、農学、理学等）修了程度です。

なお、第一次試験は技術士となるのに必要な試験であると位置付けられています。

→ 10 頁、第二次試験の「受験資格」参照

[2] 受験資格

年齢・学歴・国籍・業務経歴等による制限はありません。

[3] 試験の方法

以下の基礎科目、適性科目、専門科目について、

筆記試験により行われます。

1) 基礎科目〔択一式；試験時間/1時間〕

科学技術全般にわたる基礎知識（次の5分野に分かれる）

- ① 設計・計画に関するもの〔設計理論、システム設計、品質管理等〕
- ② 情報・論理に関するもの〔アルゴリズム、情報ネットワーク等〕
- ③ 解析に関するもの〔力学、電磁気学等〕
- ④ 材料・化学・バイオに関するもの〔材料特性、バイオテクノロジー等〕
- ⑤ 環境・エネルギー・技術に関するもの〔環境、エネルギー、技術史等〕

2) 適性科目〔択一式；試験時間/1時間〕

技術士法第4章（技術士等の義務）の規定の遵守に関する適性

3) 専門科目〔択一式；試験時間/2時間〕

20の技術部門〔次頁参照〕のうち、

あらかじめ選択する1技術部門に係る基礎知識及び専門知識

なお、総合技術監理部門については、当分の間実施しません。

第一次試験 専門科目一覧表

技術部門	専門科目の範囲	技術部門	専門科目の範囲
1 機械	材料力学 機械力学・制御 熱工学 流体工学	11 衛生工学	大気管理 水質管理 環境衛生工学（廃棄物管理を含む） 建築衛生工学（空気調和施設及び建築環境施設を含む。）
2 船舶・海洋	材料・構造力学 浮体の力学 計測・制御 機械及びシステム	12 農業	畜産 農芸化学 農業土木 農業及び蚕糸 農村地域計画 農村環境 植物保護
3 航空・宇宙	機体システム 航行援助施設 宇宙環境利用	13 森林	林業 森林土木 林産 森林環境
4 電気電子	発送配変電 電気応用 電子応用 情報通信 電気設備	14 水産	漁業及び増養殖 水産加工 水産土木 水産水域環境
5 化学	セラミックス及び無機化学製品 有機化学製品 燃料及び潤滑油 高分子製品 化学装置及び設備	15 経営工学	経営管理 数理・情報
6 繊維	繊維製品の製造及び評価	16 情報工学	コンピュータ科学 コンピュータ工学 ソフトウェア工学 情報システム・データ工学 情報ネットワーク
7 金属	鉄鋼生産システム 非鉄生産システム 金属材料 表面技術 金属加工	17 応用理学	物理及び化学 地球物理及び地球化学 地質
8 資源工学	資源の開発及び生産 資源循環及び環境	18 生物工学	細胞遺伝子工学 生物化学工学 生物環境工学
9 建設	土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート 都市及び地方計画 河川、砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 トンネル 施工計画、施工設備及び積算 建設環境	19 環境	大気、水、土壌等の環境の保全 地球環境の保全 廃棄物等の物質循環の管理 環境の状況の測定分析及び監視 自然生態系及び風景の保全 自然環境の再生・修復及び自然とのふれあい推進
10 上下水道	上水道及び工業用水道 下水道 水道環境	20 原子力・放射線	原子力 放射線 エネルギー

[4] 第一次試験の一部免除

平成14年度以前に、**第一次試験の合格を経ずに第二次試験に合格**している場合は、次のように試験科目が免除されます。

- ※1 合格している技術部門と同一の技術部門で第一次試験を受験する場合は、基礎科目、専門科目が免除（適性科目のみ受験）
- ※2 合格している技術部門以外の技術部門で第一次試験を受験する場合は、基礎科目が免除（適性科目、専門科目を受験）

[5] 試験の日程等

1) 試験実施の公告

第一次試験の日時、試験地、その他必要な事項を官報で公告します。

官報公告日；3月上旬

2) 受験申込書用紙の配布

6月中旬から、当会及び当会各地域本部等で受験申込書用紙を配布します。

3) 受験申込書受付

6月下旬～7月上旬

4) 受験申込に必要な書類

- ① 技術士第一次試験受験申込書
- ② 試験の一部免除に必要な証明書（該当する場合のみ、登録証、合格証のコピー等）

5) 筆記試験日

10月上旬（日）

6) 筆記試験地〔以下の12都道府県〕

北海道 / 宮城県 / 東京都 / 神奈川県 / 新潟県 / 石川県
愛知県 / 大阪府 / 広島県 / 香川県 / 福岡県 / 沖縄県

7) 正答発表

筆記試験終了後、試験問題の正答を当会ホームページで公表します。

8) 合格発表及び成績の通知

12月中旬に合格者の受験番号・氏名を官報で公告するとともに、受験者に成績を通知します。

また、合格者には合格証が交付されます。

9) 受験手数料

11,000円（非課税）

2. 第二次試験

[1] 概要

第二次試験は、
技術士となるのに必要な技術部門についての専門的学識及び高等の専門的応用能力を有するか否かを判定することとされています。[法第6条第1項]
つまり、技術士になるためには、
21の技術部門の中から選択する1技術部門について、高等の専門的応用能力、
即ち、幅広い知識と高等な専門技術の豊富な経験による総合的な判断能力
を確認されることとなります。

[2] 受験資格

第二次試験を受験するには、
受験申込みの時点で、下記の1)及び2)の要件を満たしていることが必要です。

1) 技術士補となる資格〔次のうちいずれか〕を有していること

- * 技術士第一次試験に合格
- * 指定された教育課程 [3頁参照] を修了



2) 次の①～③のうち、いずれかの業務経験を有していること

- 【A】総合技術監理部門を除く技術部門を受験する場合
- 【B】総合技術監理部門を受験する場合

① 技術士補に登録して以降、技術士補として次の期間技術士を補助している。

- 【A】4年を超える期間
- 【B】7年を超える期間

② 技術士補となる資格を有した日^{※1}以降、監督者^{※3}の下で、 科学技術に関する業務^{※2}について、次の期間従事している。

- 【A】4年を超える期間
- 【B】7年を超える期間

③ 科学技術に関する業務^{※2}について、次の期間従事している。

⇒ ③は、技術士補となる資格を有した日^{※1}以前の期間も算入できる。
また、指導者や監督者の有無・要件を問わない。

- 【A】7年を超える期間
- 【B】10年を超える期間（二次試験合格者は、7年を超える期間）

①～③のすべての業務経験の期間に大学院における研究経歴の期間（2年間を限度）を減じることができます。（次頁参照）

①と②の業務経験は、相互に合算することができます。

※1 「第一次試験の合格日」又は「指定された教育課程の修了日」

※2 科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価（補助的業務を除く。）又はこれらに関する指導の業務

※3 ②における監督の要件は、次のとおりです。

(i) 科学技術に関する業務※2に従事した期間が7年を超え、かつ、第二次試験を受けようとする者を適切に監督することができる職務上の地位にある者によるものであること。

【職務上の上下関係に基づき、常時技術的指導を行い得る立場にある者】

(ii) 第二次試験を受けようとする者が技術士となるのに必要な技能を修習することができるよう、(i)に規定する業務について、指導、助言その他適切な手段により行われるものであること。

【設計・計画等に関する技術的指導、レポート作成指導等の手段】

☆ 大学院における研究経歴

* 学校教育法による大学院修士課程・専門職学位課程（理科系統）の修了者

* 学校教育法による大学院博士課程（理科系統）の在学者、又は在学していた者（学校教育法による大学院修士課程・専門職学位課程（理科系統）を修了していること）

上記のいずれかに該当する場合は、要件2）の①～③の全てについて、

「第一次試験合格」又は「指定された教育課程を修了」した以前の期間であっても、

大学院での研究経歴の期間を、2年間を限度として要件2）の①～③の業務経歴の期間を減じることができます。

☆ 受験する技術部門/選択科目

第二次試験の申込みに際しては、技術士補となる資格を有する技術部門に限らず、全ての技術部門の中から1つを選択できます。

例 第一次試験「建設部門」合格者が、第二次試験「応用理学部門/地質」を申し込む。

[3] 試験の方法

第二次試験は、筆記試験及び口頭試験により行われます。

1) 筆記試験

筆記試験は、

- 必須科目（21技術部門の中から、あらかじめ選択する1技術部門に対応）と、
 - 選択科目（各技術部門に設定された科目の中から、あらかじめ選択する1科目）
- についての試験が行われます。

[13頁「技術士第二次試験；技術部門/選択科目」参照]

筆記試験の内容

A 機械部門から原子力・放射線部門までの20技術部門

① I 必須科目〔択一式；試験時間/1時間30分〕

「技術部門」全般にわたる**専門知識**

② II 選択科目〔記述式；試験時間/2時間〕

「選択科目」に関する**専門知識及び応用能力**

③ III 選択科目〔記述式；試験時間/2時間〕

「選択科目」に関する**課題解決能力**

B 総合技術監理部門

① I 必須科目〔択一式；試験時間/2時間 及び 記述式；試験時間/3時間30分〕

「総合技術監理部門」に関する**課題解決能力及び応用能力**

⇒ 必須科目の内容は、次の i ~ v の事項について問う問題です。

- i 安全管理、ii 社会環境との調和、iii 経済性（品質、コスト及び生産性）、
- iv 情報管理、v 人的資源管理

技術士としての実務経験のような、高度かつ十分な実務経験を通じて修得される照査能力等に加え、業務全体を俯瞰し、業務の効率性、安全確保、リスク低減、品質確保、外部環境への影響管理、組織管理等の多様な視点から総合的な分析、評価を行い、これに基づき論理的かつ合理的に企画、計画、設計、実施、進捗管理、維持管理等を行う能力とともに、万一の事故等の新たな課題に対し、拡大防止、迅速な処理等の具体的かつ実現可能な対応策を企画立案する能力が問われます。

② II 選択科目

II-1〔上記A①と同一の内容〕

当該選択科目が対応する、

他の20技術部門の「技術部門」全般にわたる**専門知識**

II-2〔上記A②と同一の内容〕

当該選択科目が対応する、

他の20技術部門の「選択科目」に関する**専門知識及び応用能力**

Ⅱ－3〔上記A③と同一の内容〕

当該選択科目が対応する、

他の20技術部門の「選択科目」に関する課題解決能力

2) 口頭試験

口頭試験は、筆記試験の合格者に対してのみ行われます。

技術士としての適格性を判定することに主眼をおき、筆記試験における答案（機械部門から原子力・放射線部門までの20技術部門については、Ⅲ選択科目の課題解決能力を問うもの）及び業務経歴を踏まえ、下記の内容が試問されます。

試問時間は、20分です。（10分程度延長の場合もあります。）

口頭試験の内容

A 機械部門から原子力・放射線部門までの20技術部門

- ① 受験者の技術的体験を中心とする経歴の内容及び応用能力
 - (i) 経歴及び応用能力
- ② 技術士としての適格性及び一般的知識
 - (ii) 技術者倫理
 - (iii) 技術士制度の認識その他

B 総合技術監理部門（必須科目）

- ① 総合技術監理部門の必須科目に関する技術士として必要な専門知識及び応用能力
 - (i) 体系的専門知識
 - (ii) 経歴及び応用能力
- ※ なお、選択科目は上記Aと同一の内容（免除規定あり）

[4] 第二次試験の一部免除

技術士第二次試験の合格者が、総合技術監理部門を受験する場合、既に合格している技術部門・選択科目に対応する選択科目が免除されます。即ち、総合技術監理部門の必須科目のみを受験することになります。

[5] 第二次試験の「併願」受験

総合技術監理部門の選択科目（Ⅱ－1、Ⅱ－2、Ⅱ－3）は、他の20の技術部門における、Ⅰ必須科目、Ⅱ選択科目、Ⅲ選択科目に該当します。したがって、総合技術監理部門と他の技術部門を一度に受験することができます。（各々の選択科目が対応する場合に限る。）

第二次試験 技術部門/選択科目

技術部門・選択科目	選択科目の内容
1. 機械部門	
1-1 機械設計	機械要素、トライボロジー、設計工学、設計情報学その他の機械設計に関する事項
1-2 材料力学	構造解析・設計、破壊力学、機械材料その他の材料力学に関する事項
1-3 機械力学・制御	運動・振動、計測・制御、構造動解析・制御その他の機械力学・制御に関する事項
1-4 動力エネルギー	内燃機関、水車、ボイラ、発電機、蒸気タービン、ガスタービン、風力発電、太陽光発電、燃料電池その他の動力エネルギーに関する事項
1-5 熱工学	加熱・冷却、熱移動（伝熱、対流及び放射を含む。）、燃焼、熱交換機器、冷凍機、暖冷房機器、蓄熱機器その他の熱工学に関する事項
1-6 流体工学	流体力学、流体機械（送風機を含む。）、化学機械、油空圧機器その他の流体工学に関する事項
1-7 加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械	加工法、加工機、生産システム（ファクトリーオートメーション等）及びその構成要素、工場設備計画、産業機械その他の加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械に関する事項
1-8 交通・物流機械及び建設機械	鉄道車両、自動車、物流機械及び建設機械並びにこれらの関連システムその他の交通・物流機械及び建設機械並びにこれらの関連システムに関する事項
1-9 ロボット	産業用ロボット、移動ロボット、建設用ロボット、ロボット関連機器その他のロボットに関する事項
1-10 情報・精密機器	情報・精密機器、光学機械、電子応用機器、操作監視制御機器その他の情報・精密機器及びその関連システムに関する事項
2. 船舶・海洋部門	
2-1 船舶	船舶の機能、構造、性能及び建造に関する事項
2-2 海洋空間利用	浮体式海洋構造物及び海洋機器に関する事項
2-3 船用機器	船用原動機、機関補機、船用電気・電子機器その他の船用機器に関する事項
3. 航空・宇宙部門	
3-1 機体システム	航空機、ロケット等宇宙輸送系及び人工衛星の空気力学、構造、制御、風洞等試験設備、計測技術、推進装置及び装備に関する事項
3-2 航行援助施設	空港施設、航空無線施設、航空照明施設、ロケット等宇宙輸送系の射場及び打上げ管制施設並びに人工衛星の追跡管制施設に関する事項
3-3 宇宙環境利用	宇宙環境（微小重力及び高真空を含む。）を利用して行う研究、試験及び製造に関する事項
4. 電気電子部門	
4-1 発送配変電	発送配変電に係るシステム計画、設備計画、施工計画、施工設備及び運営関連の設備技術に関する事項 発電設備、送電設備、配電設備、変電設備その他の発送配変電に関する事項
4-2 電気応用	電気機器、アクチュエーター、パワーエレクトロニクス、電動応用、電気鉄道、光源・照明及び静電気応用に関する事項 電気材料及び電気応用に係る材料に関する事項
4-3 電子応用	高周波、超音波、光及び電子ビームの応用機器、電子回路素子、電子デバイス及びその応用機器、コンピュータその他の電子応用に係るシステムに関する事項 計測・制御全般、遠隔制御、交通管制、無線航法等のシステム及び電磁環境に関する事項半導体材料その他の電子応用及び通信線材料に関する事項
4-4 情報通信	有線、無線、光等を用いた情報通信技術（公衆ネットワーク、専用・企業ネットワーク、国際通信ネットワーク、コンピュータネットワーク、インターネット、伝送システム、アクセスシステム、通信線路、地上固定無線通信、移動通信、衛星通信、放送、ケーブルテレビ、音声情報通信、画像情報通信及びマルチメディア通信を含む。）に関する事項 情報通信ネットワーク全般の計画、設計、構築、運用及び管理に関する事項
4-5 電気設備	建築電気設備、施設電気設備、工場電気設備その他の電気設備に係るシステム計画、設備計画、施工計画、施工設備及び運営に関する事項

技術部門・選択科目	選択科目の内容
5. 化学部門	
5-1 セラミックス及び無機化学製品	セメント、ガラス、陶磁器、耐火物、炭素製品、研磨材料、ファインセラミックスその他のセラミックス製品の製造の方法及び設備に関する事項 酸、アルカリ、塩、無機顔料、化学肥料その他の無機化学製品の製造の方法及び設備に関する事項
5-2 有機化学製品	染料、有機顔料、医薬、農薬、有機重合中間体、精密有機化合物、糖類、繊維素、パルプ、紙、油脂、皮革、溶剤、塗料、接着剤その他の有機化学製品の製造及び加工の方法及び設備に関する事項（紡糸に関するものを除く。）
5-3 燃料及び潤滑油	固体燃料、液体燃料、気体燃料及び潤滑油の製造の方法及び設備に関する事項
5-4 高分子製品	合成樹脂、天然樹脂、ゴムその他の高分子製品の製造及び成形加工の方法及び設備に関する事項（紡糸に関するものを除く。）
5-5 化学装置及び設備	流動、伝熱、蒸留、吸収、抽出、粉碎、ろ過、集じん、反応その他の化学的処理に係る装置及び設備並びにこれらの配置の計画及びその運営に関する事項
6. 繊維部門	
6-1 紡糸・加工系の方法及び設備	紡糸（衣料用、産業用、医療用等の高性能、高機能、高感性繊維及び紡糸直結型不織布を含む。）・加工系の方法及び設備に関する事項
6-2 紡績及び製布	紡績、織布、ニット及び不織布製造（紡糸直結型を除く。）の方法及び設備に関する事項
6-3 繊維加工	繊維及び繊維製品の精練、漂白、染色、仕上げその他の加工に関する方法、設備及び加工処理剤に関する事項
6-4 繊維二次製品の製造及び評価	アパレルその他の繊維二次製品の企画、設計、準備、縫製、成型、仕上げ、検査及び消費科学的評価の方法及び設備に関する事項
7. 金属部門	
7-1 鉄鋼生産システム	銑鉄、鋼及び鉄合金の製造の方法、設備及び管理技術に関する事項
7-2 非鉄生産システム	金、銀、銅、鉛、亜鉛、アルミニウム、ケイ素、レアメタルその他の非鉄金属及びこれらの一を主成分とする合金の製錬及び製造の方法、設備及び管理技術に関する事項
7-3 金属材料	構造材料・機能材料等の成分設計、複合化、材料試験、分析、組織観察その他の金属材料に関する事項
7-4 表面技術	めっき、溶射、浸透、CVD（化学気相析出法）、PVD（物理蒸着被覆法）、防錆、洗浄、非金属被覆、表面硬化、金属防食その他の金属の表面技術に関する事項
7-5 金属加工	鋳造、鍛造、塑性加工、溶接接合、熱処理、粉末焼結、微細加工その他の金属加工に関する事項
8. 資源工学部門	
8-1 固体資源の開発及び生産	固体資源（金属鉱物、石炭、核燃料鉱物、非金属鉱物、工業用原料鉱物、採石（砂利及び砂を含む。）、石材等を含む。）の探査、評価、採掘、粉碎、選別、輸送及び設備並びに生産システムのマネジメント及び環境保全に関する事項
8-2 流体資源の開発及び生産	流体資源（石油、天然ガス、地熱等のエネルギー流体資源及び水を含む。）の探査、評価、採取、分離、精製、輸送及び設備並びに生産システムのマネジメント及び環境保全に関する事項
8-3 資源循環及び環境	リサイクルシステム、廃棄物の再資源化、廃棄物の処分及び管理（放射性廃棄物を含む。）、資源・エネルギー及び環境問題、環境影響評価、水環境、大気環境、土壌、地質環境その他の資源循環及び環境に関する技術的事項及びマネジメントに関する事項

技術部門・選択科目	選択科目の内容
9. 建設部門	
9-1 土質及び基礎	土質、地盤並びに土構造物及び基礎に関する事項
9-2 鋼構造及びコンクリート	鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート構造、建設材料その他の鋼構造及びコンクリートに関する事項
9-3 都市及び地方計画	国土計画、都市計画（土地利用、都市交通施設、公園緑地及び市街地整備を含む。）、地域計画その他の都市及び地方計画に関する事項
9-4 河川、砂防及び海岸・海洋	治水・利水計画、治水・利水施設、河川構造物、河川情報、砂防その他の河川に関する事項 地すべり防止に関する事項 海岸保全計画、海岸施設、海岸及び海洋構造物その他の海岸・海洋に関する事項
9-5 港湾及び空港	港湾計画、港湾施設、港湾構造物その他の港湾に関する事項 空港計画、空港施設、空港構造物その他の空港に関する事項
9-6 電力土木	電源開発計画、電源開発施設、取放水及び水路構造物その他の電力土木に関する事項
9-7 道路	道路計画、道路設計、道路構造物、道路管理、道路情報その他の道路に関する事項
9-8 鉄道	鉄道計画、鉄道施設、鉄道構造物、モノレール鉄道その他の鉄道に関する事項
9-9 トンネル	トンネル計画、トンネル施設、地中構造物、トンネル工法その他のトンネルに関する事項
9-10 施工計画、施工設備及び積算	施工計画、施工管理、施工設備・機械その他の施工に関する事項 積算及び建設マネジメントに関する事項
9-11 建設環境	建設事業における自然環境及び生活環境の保全及び創出並びに環境影響評価に関する事項
10. 上下水道部門	
10-1 上水道及び工業用水道	上水道計画、工業用水道計画、取水、導水、送配水、浄水、水処理、さく井その他の上水道及び工業用水道に関する事項
10-2 下水道	下水道計画、流域管理、下水渠、下水処理、廃水処理その他の下水道に関する事項
10-3 水道環境	水道水源その他の水道環境の予測及び保全並びに水道施設の建設に係る環境への影響評価及び対策に関する事項
11. 衛生工学部門	
11-1 大気管理	生活及び作業環境に係る空気質の改善及び管理に関する試験、分析、測定、給排気処理その他の大気管理に関する事項
11-2 水質管理	水質の改善及び管理に関する試験、分析、測定、水処理その他の水質管理に関する事項
11-3 廃棄物管理	廃棄物（ごみ、し尿、産業廃棄物等）の処理及び設備に関する事項 廃棄物の減量化に係る計画、廃棄物の処理施設の整備計画及び環境影響評価に関する事項
11-4 空気調和	冷房、暖房、換気、恒温、超高清浄その他の空気調和に関する事項
11-5 建築環境	給排水衛生、照明、消火、音響その他の建築環境（空気調和を除く。）に関する事項
12. 農業部門	
12-1 畜産	家畜の改良繁殖、家畜栄養、草地造成、飼料作物、畜産経営、畜産加工、家畜のふん尿処理その他の畜産に関する事項
12-2 農芸化学	土壌、施肥、肥料の品質、食品化学、発酵、食品製造、生物化学その他の農芸化学に関する事項
12-3 農業土木	かんがい排水、農地整備、農用地開発、干拓、農地保全・防災、農道整備、農村整備、農業集落排水施設整備、水管理、水利施設の管理保全、施工計画・積算その他の農業土木に関する事項
12-4 農業及び蚕糸	作物、施設園芸、農業経営その他の農業に関する事項 養蚕及び製糸に関する事項
12-5 農村地域計画	農村における土地利用計画、営農計画、栽培環境指標、経済効果その他の農村地域計画に関する事項
12-6 農村環境	農村における自然環境、農業生産環境、生活環境及び景観の保全及び創出、地域資源の多面的利用、廃棄物の再生利用、環境予測評価その他の農村環境に関する事項
12-7 植物保護	病害虫防除、雑草防除、発生予察、農薬その他の植物保護に関する事項

技術部門・選択科目	選択科目の内容
13. 森林部門	
13-1 林業	森林計画及び森林管理、造林、林業生産その他の森林・林業に関する事項
13-2 森林土木	治山、林道、森林保全その他の森林土木に関する事項
13-3 林産	木材加工、林産化学、特用林産、林産施設環境その他の林産に関する事項
13-4 森林環境	森林地域及びその周辺の環境の保全及び創出並びに環境影響評価に関する事項
14. 水産部門	
14-1 漁業及び増養殖	漁具、漁法、水産機器、漁船、漁場利用、漁港利用、生態工学、水棲生物の資源培養、飼育技術、防疫治療、病生理及び遺伝子工学、資源管理その他の漁業及び増養殖に関する事項
14-2 水産加工	冷凍、冷蔵、缶詰、乾燥、鮮度保持、魚油、飼餌料、水産ねり製品、食品衛生、廃棄物処理その他の水産加工に関する事項
14-3 水産土木	漁港計画、漁港施設、沿岸漁場計画、漁場施設、漁場環境、増養殖関連施設、飼育施設その他の水産土木に関する事項
14-4 水産水域環境	河川・湖沼・海岸・海洋における水棲生物の生息場及びその周辺の環境の保全、水域環境修復・代替措置、環境評価その他の水産水域環境に関する事項
15. 経営工学部門	
15-1 生産マネジメント	生産計画及び管理、品質マネジメント並びにQCDES（品質、コスト、納期、環境、安全性）及び4M（人、物、設備、資金）の計画、管理及び改善に関する事項
15-2 サービスマネジメント	サービス提供の計画及び管理（プロセス設計及びシステム設計を含む。）、品質マネジメント、プロジェクトマネジメント並びにQCDES（品質、コスト、納期、環境、安全性）及び4M（人、物、設備、資金）の計画、管理及び改善に関する事項
15-3 ロジスティクス	物流（包装及び流通加工を含む。）の計画、管理及び改善に関する事項
15-4 数理・情報	オペレーションズ・リサーチ、統計・信頼性技法、情報の管理及びシステムに関する事項
15-5 金融工学	金融工学に関する事項
16. 情報工学部門	
16-1 コンピュータ工学	論理設計、集積回路、電子回路、コンピュータアーキテクチャ、組込み制御システム、信号処理、符号理論、デジタル通信、メディア表現（コンピュータグラフィックスを含む。）、画像処理、音声処理、ニューロ及びファジー技術に関する事項
16-2 ソフトウェア工学	要求分析及び要求定義、ソフトウェア設計、ソフトウェア開発環境及び開発プロセス、プロジェクト計画及び管理、オブジェクト指向分析設計、エージェント技術並びにソフトウェアシステムの運用及び保守に関する事項
16-3 情報システム・データ工学	組織及び情報システム、情報システムの企画及び計画、情報システムアーキテクチャ、問題形成及びモデリング、開発のプロセス及び管理、情報システムの運営、データベースの設計及び構築、Web技術、データマイニング並びにヒューマンインターフェースに関する事項
16-4 情報ネットワーク	ネットワーク通信技術、情報ネットワークアーキテクチャ及びプロトコル、ネットワークセキュリティ、ネットワークプログラミング及び分散処理、インターネット、モバイル技術並びに情報ネットワークの運用に関する事項
17. 応用理学部門	
17-1 物理及び化学	力学、光学、電磁気学、熱物理学、原子・量子物理学、物理及び化学的計測、レオロジ、化学分析、機器分析、応用数学その他の物理及び化学の応用に関する事項
17-2 地球物理及び地球化学	気象、地震、火山、地球電磁気、陸水（地下水を除く。）、雪氷、海洋、大気、測地その他の地球物理及び地球化学の応用に関する事項
17-3 地質	土木地質（道路、鉄道、ダム、トンネル、地盤等）、資源地質（鉱物資源、燃料資源等）、斜面災害地質、環境地質（水理、水文、地下水等）、情報地質（リモートセンシング、地理情報システム等）、地熱及び温泉並びに防災、応用鉱物、古生物、遺跡調査その他の地質の応用に関する事項 物理探査、化学探査、試すいその他の探査技術に関する事項

技術部門・選択科目	選択科目の内容
18. 生物工学部門	
18-1 細胞遺伝子工学	遺伝子操作、核・卵・胚操作、組織培養、細胞育種、蛋白工学、抗体工学、バイオインフォマティクス、ゲノム工学、ゲノム創薬その他の細胞遺伝子工学関連技術に関する事項
18-2 生物化学工学	細胞大量培養、生物変換技術、バイオマス変換、バイオリクター、バイオセンサー、培養工学、生体成分分析技術、生体成分分離精製技術、バリデーションその他の生物化学工学関連技術に関する事項 生体材料、人工臓器、ドラッグデリバリーシステム、生体模倣技術その他の生体医用工学関連技術に関する事項
18-3 生物環境工学	水質、大気及び土壌の浄化のためのバイオレメディエーション技術、生物環境分析技術、環境生物のモニタリング技術、生物コンソーシアムの解析技術その他の生物利用環境工学関連技術に関する事項
19. 環境部門	
19-1 環境保全計画	環境の現状の解析及び将来変化の予測並びにこれらの評価、環境情報の収集、整理、分析及び表示その他の環境保全に係る計画に関する事項（専ら一の技術部門に関するものを除く。）
19-2 環境測定	環境測定計画、環境測定分析、環境監視並びに測定値の解析及び評価に関する事項
19-3 自然環境保全	生態系及び風景並びにこれらを構成する野生動植物、地形、水その他の自然の保護、再生及び修復並びに自然教育及び自然に親しむ利用に関する事項（専ら一の技術部門に関するものを除く。）
19-4 環境影響評価	事業の実施が環境に及ぼす影響の調査、予測及び評価並びに環境保全の措置の検討及び評価に関する事項（専ら一の技術部門に関するものを除く。）
20. 原子力・放射線部門	
20-1 原子炉システムの設計及び建設	原子炉の理論、原子炉及び原子力発電プラントの設計、製造、建設及び品質保証、安全性の確保、核融合炉その他の原子炉システムの設計及び建設に関する事項
20-2 原子炉システムの運転及び保守	原子炉の理論、原子炉及び原子力発電プラントの運転管理及び保守検査、安全性の確保、原子力防災、廃止措置その他の原子炉システムの運転及び保守に関する事項
20-3 核燃料サイクルの技術	核燃料の濃縮及び加工、使用済燃料の再処理、輸送及び貯蔵、放射性廃棄物の処理及び処分、安全性の確保、保障措置その他の核燃料サイクルの技術に関する事項
20-4 放射線利用	放射線の物理、化学及び生物影響、工業利用、農業利用、医療利用、加速器その他の放射線利用に関する事項
20-5 放射線防護	放射線の物理、化学及び生物影響、計測、遮へい、線量評価、放射性物質の取扱い、放射線の健康障害防止その他の放射線防護に関する事項

☆ 環境部門における、「専ら一の技術部門に関するもの」とは、

他の技術部門における環境関連科目（建設部門/建設環境、森林部門/森林環境等）のことを指します。

21. 総合技術監理部門 選択科目（選択科目の内容は、1～20の各技術部門において対応する選択科目と同一）	
21-0101 機械－機械設計	21-1001 上下水道－上水道及び工業用水道
21-0102 機械－材料力学	21-1002 上下水道－下水道
21-0103 機械－機械力学・制御	21-1003 上下水道－水道環境
21-0104 機械－動力エネルギー	21-1101 衛生工学－大気管理
21-0105 機械－熱工学	21-1102 衛生工学－水質管理
21-0106 機械－流体工学	21-1103 衛生工学－廃棄物管理
21-0107 機械－加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械	21-1104 衛生工学－空調和
21-0108 機械－交通・物流機械及び建設機械	21-1105 衛生工学－建築環境
21-0109 機械－ロボット	21-1201 農業－畜産
21-0110 機械－情報・精密機器	21-1202 農業－農芸化学
21-0201 船舶・海洋－船舶	21-1203 農業－農業土木
21-0202 船舶・海洋－海洋空間利用	21-1204 農業－農業及び蚕糸
21-0203 船舶・海洋－船用機器	21-1205 農業－農村地域計画
21-0301 航空・宇宙－機体システム	21-1206 農業－農村環境
21-0302 航空・宇宙－航行援助施設	21-1207 農業－植物保護
21-0303 航空・宇宙－宇宙環境利用	21-1301 森林－林業
21-0401 電気電子－発送配変電	21-1302 森林－森林土木
21-0402 電気電子－電気応用	21-1303 森林－林産
21-0403 電気電子－電子応用	21-1304 森林－森林環境
21-0404 電気電子－情報通信	21-1401 水産－漁業及び増養殖
21-0405 電気電子－電気設備	21-1402 水産－水産加工
21-0501 化学－セラミックス及び無機化学製品	21-1403 水産－水産土木
21-0502 化学－有機化学製品	21-1404 水産－水産水域環境
21-0503 化学－燃料及び潤滑油	21-1501 経営工学－生産マネジメント
21-0504 化学－高分子製品	21-1502 経営工学－サービスマネジメント
21-0505 化学－化学装置及び設備	21-1503 経営工学－ロジスティクス
21-0601 繊維－紡糸・加工系の方法及び設備	21-1504 経営工学－数理・情報
21-0602 繊維－紡績及び製布	21-1505 経営工学－金融工学
21-0603 繊維－繊維加工	21-1601 情報工学－コンピュータ工学
21-0604 繊維－繊維二次製品の製造及び評価	21-1602 情報工学－ソフトウェア工学
21-0701 金属－鉄鋼生産システム	21-1603 情報工学－情報システム・データ工学
21-0702 金属－非鉄生産システム	21-1604 情報工学－情報ネットワーク
21-0703 金属－金属材料	21-1701 応用理学－物理及び化学
21-0704 金属－表面技術	21-1702 応用理学－地球物理及び地球化学
21-0705 金属－金属加工	21-1703 応用理学－地質
21-0801 資源工学－固体資源の開発及び生産	21-1801 生物工学－細胞遺伝子工学
21-0802 資源工学－流体資源の開発及び生産	21-1802 生物工学－生物化学工学
21-0803 資源工学－資源循環及び環境	21-1803 生物工学－生物環境工学
21-0901 建設－土質及び基礎	21-1901 環境－環境保全計画
21-0902 建設－鋼構造及びコンクリート	21-1902 環境－環境測定
21-0903 建設－都市及び地方計画	21-1903 環境－自然環境保全
21-0904 建設－河川、砂防及び海岸・海洋	21-1904 環境－環境影響評価
21-0905 建設－港湾及び空港	21-2001 原子力・放射線－原子炉システムの設計及び建設
21-0906 建設－電力土木	21-2002 原子力・放射線－原子炉システムの運転及び保守
21-0907 建設－道路	21-2003 原子力・放射線－核燃料サイクルの技術
21-0908 建設－鉄道	21-2004 原子力・放射線－放射線利用
21-0909 建設－トンネル	21-2005 原子力・放射線－放射線防護
21-0910 建設－施工計画、施工設備及び積算	
21-0911 建設－建設環境	

[6] 試験の日程等

1) 試験実施の公告

第二次試験の日時、筆記試験地、その他必要な事項を官報で公告します。

官報公告日；3月上旬

2) 受験申込書用紙の配布

4月上旬から、当会及び当会各地域本部等で受験申込書用紙を配布します。

3) 受験申込書受付

4月上旬～4月下旬

4) 受験申込に必要な書類

① 技術士第二次試験受験申込書

② 業務経歴票（証明書）（申込書に付属）

さらに、以下のように添付書類が必要となる場合があります。

⇒ 監督者の下での業務経歴により受験する場合 [9頁②] は、

* 監督者要件証明書

* 監督内容証明書

の2点が必要となります。

⇒ 大学院における研究経歴を減じないと受験資格を満たさない場合は、

* 大学院の修了証書の写し

* 大学院修了証明書

のいずれかが必要となります。

③ 総合技術監理部門の選択科目を免除する場合は、

技術士第二次試験の合格証の写し、技術士登録証の写し等が必要となります。

5) 筆記試験日

7月中旬（日） 総合技術監理部門の必須科目

7月中旬（月・祝） 総合技術監理部門以外の技術部門
総合技術監理部門の選択科目

6) 筆記試験地（以下の12都道府県）

北海道 / 宮城県 / 東京都 / 神奈川県 / 新潟県 / 石川県

愛知県 / 大阪府 / 広島県 / 香川県 / 福岡県 / 沖縄県

7) 正答発表

筆記試験終了後、択一式問題の正答を当会ホームページで公表します。

8) 筆記試験合格発表及び成績の通知

10月下旬に筆記試験の合否及び成績通知を送付します。

9) 口頭試験

11月下旬から翌年の1月中旬の期間のうち、あらかじめ受験者に通知する日
口頭試験地；東京都

10) 口頭試験合格発表及び成績の通知

3月上旬に合格者の受験番号・氏名を官報で公告するとともに、
受験者に成績を通知します。
また、合格者には合格証が交付されます。

11) 受験手数料

14,000 円 (非課税)

Ⅲ. 登録

1. 技術士の登録

第二次試験合格者が技術士となるためには、
登録の申請をして、登録を受ける必要があります。〔法第32条1項〕

技術士の登録事項は、
氏名/生年月日/事務所(勤務先)の名称及び所在地/技術部門/登録番号等です。

技術士登録の要件

次の要件が具備されていることが必要です。

- 1) 第二次試験に合格していること。〔法第4条第3項〕
- 2) 技術士としての業務、即ち科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらの指導の業務を行おうとすること。〔法第2条第1項〕
- 3) 次の欠格事由に該当しないこと。〔法第3条〕
 - ① 成年被後見人又は被保佐人として登録されている者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ③ 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - ④ 技術士又は技術士補の名称使用制限の規定違反により罰金刑を受け、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ⑤ 技術士又は技術士補の登録取消しの処分を受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
 - ⑥ 法律によって、弁理士の業務の禁止を受けた者、測量士の登録を削除された者、建築士の免許を取消された者又は土地家屋調査士の業務の禁止の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から起算して2年を経過しない者

※ 技術士登録の免許税・手数料は次のとおりです。

登録免許税 30,000 円 / 登録手数料 6,500 円 (非課税)

2. 技術士補の登録

技術士第一次試験合格者又は指定された教育課程の修了者が技術士補となるためには、
登録の申請をして、登録を受ける必要があります。〔法第32条第2項〕

技術士補の登録事項は、
氏名/生年月日/技術部門/補助しようとする技術士の氏名/登録番号等です。

したがって、登録の際には、同一の技術部門の指導技術士が必要となります。

技術士補登録の要件

次の要件が具備されていることが必要です。

- 1) 第一次試験に合格していること〔法第4条第2項〕又は、
指定された教育課程を修了していること〔法第31条の2第2項〕。
- 2) 補助しようとする技術士を定め、
技術士を補助する業務を行おうとするものであること。〔法第2条第2項〕
したがって、単独で技術士補の名称を用いて業務を行うことはできません。
- 3) 法第3条に規定されている欠格条項に該当しない者であること。〔前頁参照〕

※ 技術士補登録の免許税・手数料は次のとおりです。

登録免許税 15,000 円 / 登録手数料 6,500 円（非課税）

3. 登録事項の変更

技術士・技術士補として登録している事項に変更が生じたとき、又は、新たに試験を受けて合格した技術部門（技術士は、選択科目）を追加するときには、登録事項変更届出書の提出が必要となります。

4. 業務廃止の届出

技術士・技術士補の登録は終身有効ですが、業務を廃止する、又は死亡した場合は、本人又はその相続人若しくは法定代理人の方が業務の廃止等の届出を提出することとなります。

5. 登録の取消し等

1) 登録の取消し〔法第36条第1項〕

技術士又は技術士補が次のいずれかに該当する場合に、その登録が取消されます。

- ① 登録欠格事由に該当するに至ったとき
- ② 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

2) 登録の取消し又は名称の使用の停止〔法第36条第2項〕

技術士又は技術士補が法定の義務に違反した場合には、登録の取消し又は2年以内の期間を定めて技術士若しくは技術士補の名称の使用停止の処分を受けます。

IV. 技術士の特典と義務

1. 技術士の特典

技術士でないものは、「技術士」又はこれに類似する名称を使用してはなりません。

いわゆる技術士の名称独占です。〔法第57条第1項〕

技術士でない者が技術士又はこれに類似する名称を使用すると、
30万円以下の罰金に処せられます。〔法第62条第3号〕

これは、技術士としての適格者のみに技術士の名称を用いることを認める反面、
技術士でない者にはその名称の使用を厳に禁止することにより、
技術士制度に対する社会の関心と認識を高めようとするものです。

技術士には、いわゆる業務特権、
即ち法律上技術士でなければできない業務は認められていません。
しかしながら、技術士は、国家認定された高度の技術者として、
次のような国の諸制度において有資格者と認められ、
あるいは資格試験の一部又は全部を免除されています。

A 有資格者として認められているもの

- ① 建設業法の一般建設業及び特定建設業における営業所の専任技術者
- ② 建設コンサルタント又は地質調査業者として登録する専任の技術管理者
- ③ 公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督監理を行う者
- ④ 鉄道事業法の鉄道事業における設計管理者
- ⑤ 中小企業支援法による中小企業・ベンチャー総合支援事業派遣専門家

その他多数あり

⇒ 25 頁「技術士資格の公的活用」参照

B 資格試験の一部又は全部を免除されているもの

- ① 廃棄物処理施設技術管理者
- ② 労働安全・衛生コンサルタント
- ③ 作業環境測定士
- ④ 一級施工管理技士（土木、電気工事、管工事、造園）
- ⑤ 土地区画整理士
- ⑥ 弁理士
- ⑦ 消防設備士
- ⑧ 気象予報士

その他あり

⇒ 26 頁「他の資格取得上の特典」参照

2. 技術士等の義務

① 信用失墜行為の禁止〔法第44条〕

技術士又は技術士補は、技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び技術士補全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。

② 技術士等の秘密保持義務〔法第45条〕

技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはなりません。技術士又は技術士補でなくなった後においても同様です。この違反に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。

③ 技術士等の公益確保の責務〔法第45条の2〕

技術士及び技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければなりません。

④ 技術士の名称表示の場合の義務〔法第46条〕

技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはなりません。

⑤ 技術士補の業務の制限等〔法第47条〕

技術士補は、法に規定する業務について技術士を補助する場合を除くほか、技術士補の名称を表示して当該業務を行ってはなりません。法第46条の規定は、技術士補の名称表示についても準用します。

⑥ 技術士の資質向上の責務〔法第47条の2〕

技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければなりません。

以上の技術士等に課せられた義務により、その使命、社会的地位及び職責を自覚するとともに技術士等に対する信用を高め、技術士等の資格を活用しやすくするための措置です。

これらの義務違反に対しては、上述の刑罰のほかに、行政処分として、技術士又は技術士補の登録の取消し又は2年以内の技術士、若しくは技術士補の名称の使用停止の処分を受けます。〔法第36条第2項〕

また、技術士がその業務を行うに際して、法律上技術士の業務に対する報酬は、公正かつ妥当なものでなければならぬと定められています。〔法第56条〕

この規定は、技術に対する評価が確立しているとはいいがたい日本の社会において、技術士の知識・能力が正当に評価されることを求めたものである一方、技術士が業務に対して、法外な報酬を請求して社会的な信用を失うことのないよう求めたものでもあります。

技術士資格の公的活用

(1) 中央省庁

所管省庁	資格の名称	区分	該当技術部門（選択科目）
総務省	「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(調達する作業内容ごとの人材に関する要求要件)	技術士	情報工学, 上記を選択科目とする総合技術監理
厚生労働省	労働災害防止のため建設工事などの計画に参画させる有資格者(労働安全衛生法)	第二次試験合格者	建設
	労働契約期間の特例(専門的知識等を有する労働者)(労働基準法)	技術士	全技術部門
農林水産省	土地改良事業の審査のため農林水産省等が委嘱する専門技術者(土地改良法)	第二次試験合格者	農業(農業土木,農村地域計画)
〃(林野庁)	森林整備保全事業に係る現場技術業務の管理技術者(森林整備保全事業に係る現場技術業務委託実施要領)	技術士	森林(森林土木,林業,森林環境)
〃(〃)	森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領に定める技術者(森林整備保全事業の調査、測量、設計等を外注する場合の取扱要領)	技術士	森林(森林土木)
経済産業省	ダム水路主任技術者の選任の許可の要件(電気事業法)	第一次試験合格者	建設
		第二次試験合格者	建設, 農業(農業土木), 上記を選択科目とする総合技術監理
〃(中小企業庁)	中小企業・ベンチャー総合支援事業派遣専門家として登録される専門家(中小企業支援法)	技術士	全技術部門
国土交通省	設計管理者(鉄道土木、鉄道電気、車両)(鉄道事業法)	第二次試験合格者	機械, 電気電子, 建設
	宅地造成工事の技術的規準(擁壁、排水施設)の設計者(宅地造成等規制法)	第二次試験合格者	建設
	公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者(下水道法)	第二次試験合格者	上下水道(下水道)
	一般建設業の営業所専任技術者又は主任技術者(建設業法)	第二次試験合格者	機械, 電気電子, 建設, 上下水道、衛生工学, 農業(農業土木), 森林(林業,森林土木), 水産(水産土木), 上記を選択科目とする総合技術監理
	特定建設業の営業所専任技術者又は監理技術者(建設業法)	第二次試験合格者	機械, 電気電子, 建設, 上下水道、衛生工学, 農業(農業土木)、森林(林業,森林土木), 水産(水産土木), 上記を選択科目とする総合技術監理
	建設コンサルタントとして国土交通省に部門登録をする場合の専任技術管理者(建設コンサルタント登録規程)	技術士	機械(機械設計,材料力学,機械力学・制御,動力エネルギー,熱工学,流体力学,交通・物流機械及び建設機械,ロボット,情報・精密機器), 電気電子, 建設, 上下水道(上水道及び工業用水道,下水道), 衛生工学(廃棄物管理)、農業(農業土木), 森林(森林土木)、水産(水産土木), 応用理学部門(地質), 上記を選択科目とする総合技術監理
	地質調査業者として国土交通省に登録する場合の技術管理者(地質調査業登録規程)	技術士	建設(土質及び基礎), 応用理学(地質), 上記を選択科目とする総合技術監理
	開発許可申請の場合の設計者(都市計画法)	第二次試験合格者	建設, 上下水道, 衛生工学
国土交通省・環境省	公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者(下水道法)	第二次試験合格者	上下水道(下水道), 衛生工学(水質管理,廃棄物管理(汚物処理を含む))

※ 技術部門名のみは当該選択科目のすべてが対象

(2) 地方自治体等

自治体名	資格の名称	区分	該当技術部門（選択科目）
大阪府 埼玉県 千葉県 市原市 川崎市 那覇市 他	廃棄物処理施設の技術管理者	技術士	化学, 上下水道, 衛生工学, その他の技術部門(ただし1年以上の実務経験)
東京都環境局	指定地球温暖化対策事業所の技術管理者 (環境確保条例)	技術士 (省エネルギー診断を実施する能力を有していること及び都の定める講習会修了者)	機械, 電気電子, 建設, 衛生工学, 環境, 総合技術監理(機械, 電気電子, 建設, 衛生工学, 環境)
東京都環境局	東京都1種公害防止管理者 (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)	技術士 (東京都1種公害防止管理者講習会修了者)	全技術部門
各都道府県等	被災宅地危険度判定士	第二次試験合格者 (被災宅地危険度判定士講習会修了者)	建設, 上下水道又は衛生工学(2年以上の宅地開発に関する実務経験)

(3) その他

所管	資格の名称	区分	内容
裁判所	裁判所 (鑑定人、専門委員、 調停委員)	技術士	各裁判所から鑑定人等の推薦依頼があった場合など、下記の司法支援を行なう。 採用が決まると裁判所との間で個人契約となる。 (1) 鑑定人 求められた鑑定事項に専門家の立場からの意見を述べる。鑑定書の提出を求められるのが一般的である。年齢制限はない。 (2) 専門委員 裁判所が任命する非常勤の裁判所職員(特別職の国家公務員)として、指定を受けた事件について各訴訟手続きに必要な専門的知見に基づく説明を行う。任期2年で、年齢制限はない。 (3) 調停委員 身分は、専門委員と同様に裁判所が任命する非常勤の裁判所職員で、裁判官と調停委員により構成される調停委員会のメンバーとして、訴訟よりは簡易な手続である調停に専門家の立場から関与する。40歳以上70歳未満の年齢制限がある。
林野庁	地域林政アドバイザー	技術士 (森林)	市町村の森林・林業行政全般又は一部について、知識・経験を元にアドバイス等を行う。具体的な事例を挙げれば以下の通り。(あくまで施策の企画立案や所有者等への指導といった施策にかかわる事務を対象としており、単なる巡視などの単純な事務は対象としない。) ①伐採・造林の指導・監督補助(現地確認、事業体指導) ②森林経営計画の認定支援(現地確認、事業体指導) ③民有林における地籍調査、境界明確化活動の支援 ④市町村有林の経営計画の作成、実行管理、事業発注補助 ⑤森林GIS、林地台帳システムの整備、メンテナンス (新たな土地所有届出や所有者からの修正申出を踏まえたデータの更新) ⑥路網の整備・管理計画の策定 ⑦市町村森林計画及び構想の作成支援

他の公的資格取得上の免除等

所管省庁	資格の名称	特典事項	区分	該当技術部門（選択科目）
総務省	消防設備士(甲種・乙種)	筆記試験一部免除 甲種受験資格を認定	第二次試験合格者	機械, 電気電子, 化学, 衛生工学 全技術部門
	消防設備点検資格者(特種・第1種・第2種)	受講資格を認定	第二次試験合格者	機械, 電気電子, 化学, 上下水道, 衛生工学
厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者	受講資格を認定	技術士	機械, 電気電子, 上下水道, 衛生工学
	労働安全コンサルタント	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	機械, 船舶・海洋, 航空・宇宙, 電気電子, 化学, 金属, 資源工学, 建設, 農業(農芸化学, 農業土木), 森林(森林土木), 経営工学(生産マネジメント)
		受験資格を認定		全技術部門
	労働衛生コンサルタント	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	衛生工学
		受験資格を認定		全技術部門
作業環境測定士(第1種・第2種)	筆記試験一部免除	技術士	化学, 金属, 衛生工学, 応用理学	
	受験資格を認定	第二次試験合格者	全技術部門	
厚生労働省・環境省	廃棄物処理施設技術管理者	申請資格を認定	第二次試験合格者	化学, 上下水道, 衛生工学
		申請資格一部認定		上記技術部門以外の技術士
経済産業省	中小企業診断士	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	情報工学
	ボイラー・タービン主任技術者(第1種・第2種)	申請資格の一部として認定	第二次試験合格者	機械
〃(特許庁)	弁理士	論文試験免除	技術士	全技術部門
国土交通省	気象予報士	学科試験免除	技術士	応用理学
	土木施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	建設, 上下水道, 農業(農業土木), 森林(森林土木), 水産(水産土木), 上記を選択科目とする総合技術監理
	電気工事施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	電気電子, 建設, 上記を選択科目とする総合技術監理
	管工事施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	機械(熱工学, 流体工学), 上下水道, 衛生工学, 上記を選択科目とする総合技術監理
	造園施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	建設, 農業(農業土木), 森林(林業, 森林土木), 上記を選択科目とする総合技術監理
	土地区画整理士	学科試験免除	第二次試験合格者	建設(都市及び地方計画)
	地すべり防止工事士	一次審査を免除	技術士	建設(土質及び基礎, 河川, 砂防及び海岸・海洋, 道路), 農業(農業土木), 森林(森林土木), 応用理学(地球物理及び地球化学, 地質), 環境
	推進工事技士	学科試験を免除	第二次試験合格者	建設, 上下水道 上記を選択科目とする総合技術監理
	舗装施工管理技術者(1級・2級)	受験資格一部認定	第二次試験合格者	建設
	環境省	環境カウンセラー	登録審査の加算要素の一つとして認定	技術士
財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	特定工場における公害防止管理者(ばい煙発生施設, 汚水等排出施設, 騒音発生施設, 振動発生施設, 特定粉じん発生施設, 一般粉じん発生施設, タイオキシン類発生施設)	受講資格を認定	技術士	機械(機械力学・制御, 動力エネルギー, 熱工学, 加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械), 化学, 金属(鉄鋼生産システム, 非鉄生産システム), 上下水道, 衛生工学(大気管理, 水質管理), 農業(農芸化学), 応用理学(物理及び化学), 環境(環境保全計画, 環境測定)

※ 技術部門名のみは当該選択科目のすべてが対象

平成30年度技術士試験実施日程

	時期	事項
技術士第二次試験	<u>平成 30 年</u>	
	3/1(木)	官報公告（第二次試験の施行）
	4/9(月)～ 4/25(水)	受験申込書 受付 (4/2(月) 受験申込書配布開始)
	6 月中旬	官報公告（試験会場の名称・所在地）
	<u>7/15(日)</u>	筆記試験 * 総合技術監理部門の必須科目
	<u>7/16(月)</u>	筆記試験 * 総合技術監理部門以外の技術部門 * 総合技術監理部門の選択科目
	10 月下旬	筆記試験合格発表
	11 月下旬～ 平成 31 年 1 月	口頭試験（試験地；東京） ⇒ あらかじめ受験者に通知する日
技術士第一次試験	<u>平成 30 年</u>	
	3/1(木)	官報公告（第一次試験の施行）
	6/21(木)～ 7/2(月)	受験申込書 受付 (6/15 (金) 受験申込書配布開始)
	9 月上旬	官報公告（試験会場の名称・所在地）
	<u>10/7(日)</u>	筆記試験
	12 月中旬	合格発表
	<u>平成 31 年</u>	
	3 月上旬	口頭試験合格発表

公益社団法人日本技術士会及び同会各地域本部・関連機関等

受験申込書等は下記で配布いたします。

◆ **公益社団法人 日本技術士会 技術士試験センター** [TEL 03-3461-8827]

〒 150-0043 東京都渋谷区道玄坂 2-10-7 新大宗ビル 9階 (FORUM8)

北海道本部 [TEL 011-801-1617]

〒 004-8585 北海道札幌市厚別区厚別中央 1条 5-4-1 DOCON 新札幌ビル 1階

東北本部 [TEL 022-723-3755]

〒 980-0012 宮城県仙台市青葉区錦町 1-6-25 宮酪ビル 2階

北陸本部 [TEL 025-281-2009]

〒 950-0965 新潟県新潟市中央区新光町 10-3 技術士センタービルⅡ 7階

北陸本部 石川事務局 [TEL 076-243-8258]

〒 921-8042 石川県金沢市泉本町 2-126 株式会社日本海コンサルタント内

中部本部 [TEL 052-571-7801]

〒 450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 5-4-14 花車ビル北館 6階

近畿本部 [TEL 06-6444-3722]

〒 550-0004 大阪府大阪市西区靱本町 1-9-15 近畿富山会館ビル 2階

中国本部 [TEL 082-511-0305]

〒 730-0017 広島県広島市中区鉄砲町 1-20 第3ウエノヤビル 6階

四国本部 [TEL 087-887-5557]

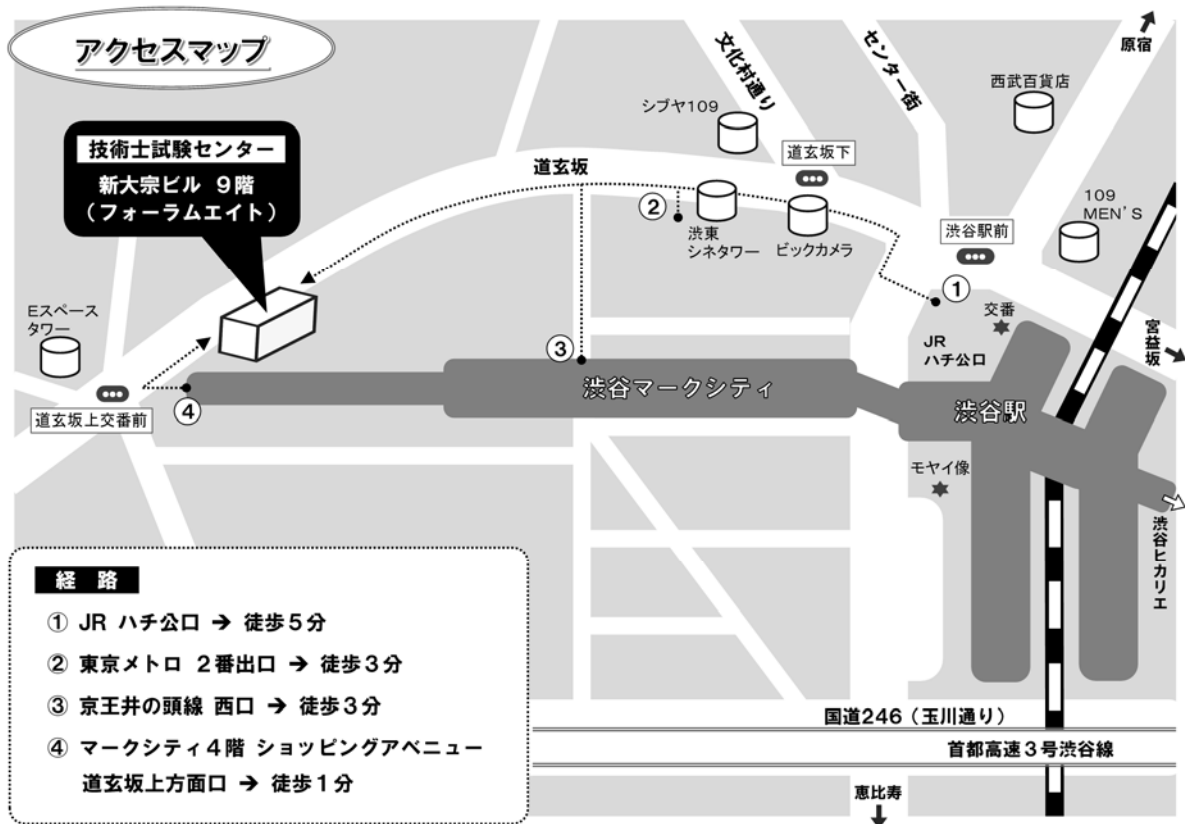
〒 760-0067 香川県高松市松福町 2-15-24 香川県土木建設会館 3階

九州本部 [TEL 092-432-4441]

〒 812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 3-19-5 博多石川ビル 6階

◆ **沖縄県技術士会** [TEL 098-897-9001]

〒 901-2215 沖縄県宜野湾市真栄原 3-7-24 株式会社沖縄環境分析センター内



公益社団法人 日本技術士会

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂2丁目10番7号 新大宗ビル9階
(FORUM8)

TEL 03-3461-8827 (代表)

FAX 03-3461-8829

URL <http://www.engineer.or.jp/>